平成 30 年度事業報告書

自　平成30年４月１日
至　平成31年３月31日

本年度は、社会保険労務士（以下、「社労士」という。）にとって制度創設 50 周年という大きな節目を迎えた一年でした。12 月５日、全国社会保険労務士会連合会（以下、「全社連」という。）主催の記念式典が、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、厳粛に執り行われました。埼玉県社会保険労務士会（以下、「本会」という。）においては、「50 周年記念事業実行委員会」にて準備を重ね、数々の記念事業（記念式典・シンポジウム・祝賀会・埼玉スタジアムにおける看板広告・チャリティーゴルフコンペ・記念誌編纂・新会員証の発行）を行いました。一方で、５月９日の理事会後に本会事務局職員による公金流用の事実が発覚しました。６月７日、通常総会後に会員への説明会を行い、同日立ちあげた事件対策会議にて、事件に関する調査・分析による真相の究明に努め、再発防止対策の策定、事務局体制の再建に向けた企画提言が纏められ、11 月 15 日付にて全会員に対して報告書を以て報告させていただきました。

労働経済においては、景気の拡大基調は何とか維持され、有効求人倍率も 1.6 倍を超えた高水準を保っています。その一方で、建設・小売・飲食・介護・サービス業等では人手不足がより一層深刻化しています。また、賃金水準は増加傾向にありますが、我々社労士が主に関与する中小零細企業への影響はまだまだ希薄であります。７月６日には、一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、新年度はさらに働き方の多様化が広まることが予想されています。

本会では、社労士の業務拡大と地位向上を目指し、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを通じた広報活動を行い、社労士制度推進事業の「医療」「介護」「建設」「保育」の４事業をはじめ、年金相談受託事業、総合労働相談所・年金相談センター、ADR 機関の運営、労働条件審査、社会保障教育、成年後見等の社会貢献事業に取り組み、国民と多様な社会からの要請に応えるべく会員のさらなる資質向上と研鑽、及び地位向上のために以下の事業を行いました。

① 民間型 ADR 機関「社労士会労働紛争解決センター埼玉」の取り扱い件数の増加へ向けて、総合労働相談所・年金相談センターと合同でしゃろたまデザインのポケットティッシュに広告を掲載し、社労士制度推進月間時に配布するなどして、認知度をさらに高める活動をした。
② 総合労働相談所・年金相談センターは、毎週水曜日に開催し、年間104人の相談に応じた。また、「社労士会労働紛争解決センター埼玉」と連携し相談員研修（ビデオ補講含む）を実施し、相談の質の向上を目指す取り組みを行った。広報手段としてさいたま市10区役所・支所の待合所等に設置されているモニターに広告を放映し、また、ゆうちょ銀行一部店舗の ATM コーナーに広告を掲載した封筒を設置した。
③ 日本年金機構からの委託業務である年金事務所での窓口相談業務、また、街角の年金相談センター大宮、川口、川越オフィス

での相談業務において、国民から信頼され、また頼りにされる相談センターとなるようサービス強化に努めた。
④　全国健康保険協会埼玉支部との間の「健康づくりの推進に向けた連携協力協定書」に基づき、中小企業の健康経営や従業員の健康づくりに資するため、事業者健診データ取得促進に努めた。
⑤　電子申請の普及をめざし、年度更新に関する全体研修の開催及び各支部での研修への助成並びに行政との情報交換会を行った。また、個人情報の適正取扱いのためSRPⅡ認証のための研修会を実施した。
⑥　研修については、働き方改革研修会にて基調講演後パネルディスカッションを設けて通常の研修会としては画期的な設営を試みた。また労働基準法等法改正関連及び「『人を大切にする企業』の見える化」へのアプローチ方法としてサイバー法人台帳ROBINSの研修を実施するとともに、倫理研修、基礎研修会、勤務等研修会を実施し、会員の知識及び資質の向上並びに品位の保持に資する事業を行った。また、社労士制度の周知活動の一環として、中小企業事業主及び企業の総務・人事等を対象とした社労士会セミナーを実施し、「人を大切にする企業」づくりが大切であることをアピールした。
⑦　広報事業として毎月会報を発行したほか、ホームページの更なる利便性の向上に努めた。また、埼玉新聞への特集記事の掲載、JR大宮駅構内のビジョン広告に加え、埼玉県庁庁舎入口の「埼玉県庁総合インフォメーション」（電子案内板）の広告開始、ラジオのCM並びに番組への出演、ロゴデザイン及びしゃろたまの活用等を通じ、会員への情報伝達と社労士制度の普及に積極的に努めた。
⑧　厚生事業として、ゴルフ、ハイキング、ボウリングを行い、行事を通じての会員の健康増進・会員相互または支部相互の親睦と交流の機会を提供した。
⑨　Web上の情報発信（本会会員による不適切情報発信及びコンサルタント会社等による社労士法違反行為）に対して指導、警告等を行った。
⑩　労務診断ドックの実施を引き続き会員に推奨し、中小企業の「働き方改革」をサポートした。
⑪　社会貢献の一環として実施する公立中学校・高等学校等での出前講座等を通して、社会へ出る前の生徒に対して社会保障・社会保険の重要性と命の大切さを認識してもらい、また、労働条件審査を行政だけでなく民間へ拡大すべく活動した。さらに、一般社団法人社労士成年後見センター埼玉との連絡調整を実施した。
⑫　医療機関職場の労働条件の改善を図り、労務管理や労働問題の解決を図るため、歯科医院からの相談に応じる体制を整えた。また、建設業における社会保険未加入対策に関して相談窓口を設置し建設業者からの相談に応じた。
⑬　自主研究部会へ協力・助成を行なった。
⑭　事件対策会議の提言を受けて、会計処理に関する諸規程の変更及び事務局運営細則を作成し、事務局体制の再建とセキュリティの強化を図った。
⑮　社会保険労務士四団体(埼玉県社会保険労務士会、埼玉県社会保険労務士政治連盟、埼玉県社会保険労務士協同組合、埼玉SR経営労務センター）間の連携を図り、社労士業務及び制度のPRと業務拡大を図った。